

中国における外国人犯罪に関わる司法通訳人問題

吉田 慶子 (大東文化大学外国語学部)

Survey on Foreign Crime and Judicial Interpretation Problems in China

Keiko YOSHIDA

要旨

自 1949 年成立新中国到实施改革开放政策，中国一直对外国人采取封闭政策，外国人犯罪的情况极少。70 年代后，中国政府实施改革开放政策，一些主要城市的大学开始接纳外国留学生，之后内地的大学也相继对外国学生开放。进入 80 年代后，外资企业派驻中国的外籍职员也不断增加。随着中国对外的不断开放，到中国留学、旅游观光、经商、工作的外籍人士也与日俱增，外国人在中国的犯罪问题也开始引起各界的关注。

在中国一般将涉及外国人犯罪的案件称为涉外刑事案件。不论是调查案件真相还是从保护外籍人士人权的角度考虑，在实施刑事诉讼程序中对不通晓汉语的外籍人士提供翻译的问题都显得十分重要。随着涉外案件的不断增多，相应对司法翻译的需求也在不断增长。

近年，日本也因司法翻译的质量问题引发了一些争论，受到司法界和相关社会各界的高度关注，社会对建立国家认可的司法翻译专业资格的呼声也在不断高涨。本稿通过对中国的外国人犯罪和司法翻译问题进行调查，并介绍天津市人民检察院在中国国内首次建立司法翻译监督管理制度工作经验，以期对日本思考建立相关制度提供参考和借鉴。

はじめに

1949 年の新中国成立から改革开放政策までの長い間、中国は外国人に対して閉鎖的な政策を取ってきたため、外国人犯罪と言えば、多くの人々はスパイしか想起しない。しかし、70 年代に入ってから中国政府は改革开放政策を実施し、主要都市の大学から外国人留学生を受け入れ始め、次第に内地の大学も多くの外国人留学生を受け入れるようになり、80 年代に入ると外資企業の駐在員が急速に増加するようになった。中国の対外開放に合わせるように、中国で留学、観光、ビジネスする外国人もますます増え、それに伴い外国人による犯罪問題も中国で注目されるようになってきてい

る。

中国では、一般的にこのような外国人に関わる犯罪事件を涉外刑事事件と呼んでいる。事件の真相を明らかにするだけでなく、外国人の人権擁護という二つの側面から、刑事訴訟手続きにおいて中国語の通じない外国人当事者のための通訳翻訳の提供は非常に重要で不可欠なものであり、そして、涉外刑事事件の増加に伴い、司法通訳人への需要も当然高まってきている。

近年、グローバル化社会を背景に日本における外国人犯罪の増加や、司法通訳人の質を問題に再審を求める事件が起きている¹中、通訳人の能力確保のための資格・名簿制度と通訳人の能力の維持及び向上のための研修制度などが提案されている²。本稿は、中国における外国人犯罪と司法通訳翻訳人問題に焦点を当て、天津市人民検察院における中国初めての司法通訳人問題の取り組みを紹介することにより、日本の関連制度の構築の参考になることを切に願う。

1. 中国における外国人犯罪問題と関連法規定

1949年の新中国成立から改革開放政策の実施までの長い間、中国は外国人に対して閉鎖的な政策を取ってきたため、外国人の出入国は厳しく制限され、宿泊できるホテルも数えられるほど限定されていたため、外国人犯罪はそれほど意識されることはなかった。

しかし、70年代後期に入ってから中国政府は改革開放政策を実施し、主要都市の大学を先駆けに、次第に内地の大学も多くの外国人留学生を受け入れるようになり、外国人の窃盗、飲酒による喧嘩などの違法行為が現れ始めた。80年代に入ると外資企業の駐在員が急速に増加するようになり、犯罪の様態が複雑になってきた。中国の対外開放につれ、留学、観光、ビジネスとして活躍する外国人がますます増え、それに伴い外国人犯罪の多様な問題も中国で注目されるようになってきている。特に外国人が絡む麻薬犯罪の増加が、近年注目されるようになってきた。

中国国家统计局が公表した「国民経済和社会発展統計公報」のデータによると、2000年の入境観光客数は延べ8344万人、そのうち外国人は延べ1016万人であったが、2016年になると入境観光客数は延べ13844万人にのぼり、そのうち外国人は延べ2813万人³、ほぼ二倍近く上がっている。

表1は2000年から2016年における中国における入国者数と外国人入国者数の一覧であるが、SARS問題で2003年の外国人入国者数が急激に減少した年を除き、図1から両者とも安定した形で上昇していることは明らかである。

¹ 2013年3月21日朝日新聞関西版のトップ面に「裁判員裁判で通訳ミス多数 専門家鑑定長文は6割以上」と、大阪地裁で昨年11月にあった覚せい剤密輸事件の裁判員裁判の通訳ミスによる再審請求と、ジャパンタイムズがリンゼイ・アン・ホーカーさん殺人事件の法廷通訳人の誤訳の問題を厳しく指摘される記事がある。

² 平成25年7月18日日本弁護士連合会の「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」を参考。

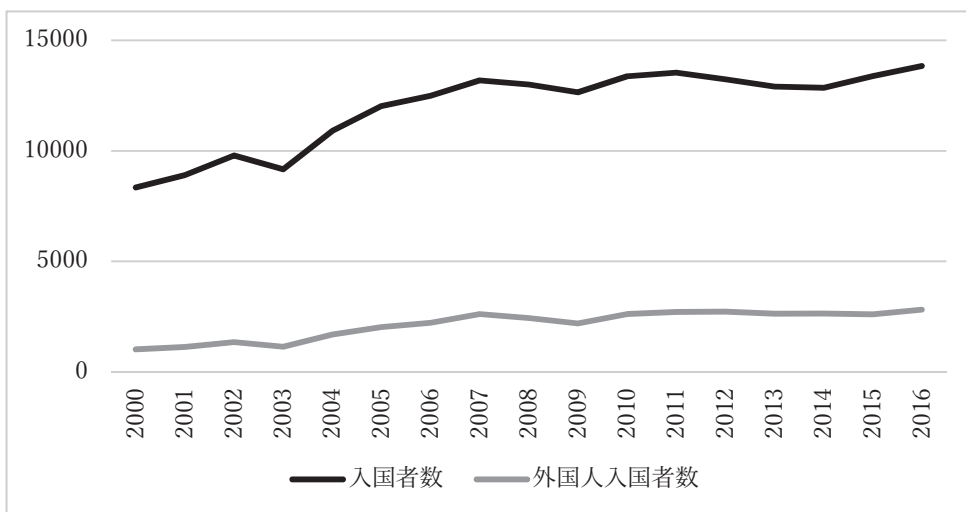
³ 香港、マカオと台湾同胞は延べ11031人、この数に含まず。

表1 2000～2016年中国における入国者数と外国人入国者数

年度	入国観光客数	入国外国人数
2000	8344	1016
2001	8901	1123
2002	9791	1344
2003	9166	1140
2004	10904	1693
2005	12029	2026
2006	12494	2221
2007	13187	2611
2008	13003	2433
2009	12648	2194
2010	13376	2613
2011	13542	2711
2012	13241	2719
2013	12908	2629
2014	12849	2636
2015	13382	2599
2016	13844	2813

出典 中国国家统计局『国民经济和社会发展统计公报』の公表データより筆者作成

図1 2000～2016年中国における入国者数と外国人入国者数



1.1 近年中国における外国人犯罪

中国は日本の『犯罪白書』のような犯罪事件を数値で公表しないため、詳しい情報は把握しにくい。雑誌や研究報告などの調査では以下のように報告されている。

2003年『伝奇・伝記文学選刊』（第8期）の「外国人在華犯罪面面観」記事によると、大量の外国人流入、駐在は中国の経済建設と発展に大きな貢献をし、上海市の場合は外国人が納付した個人所得税は市の全体所得税の1/7を占めていると評価する一方、1986年から1990年の間、2286人の外国人及び港澳台居住者の逮捕者が出ている。1991年から1995年の逮捕者数は前5年間に比べ1027人に上昇し、1991年に比べ1995年の犯罪人数は24.9%増加したと報道されている。

また、外国人の多くは大都市に集中しているため、北京、上海、広州などでは特に犯罪率が高いようである。

2010年『鳳凰週刊』（第8期）に「西出東進」外国人在華犯罪加速」という外国人犯罪に関する記事があり、その記載によると、北京公安局2006年に立件された外国人刑事犯罪事件は237件あり、外国人に関わる治安管理事件は200件と同期比49.2%も上昇している。一方、上海における涉外事案、事件も2年前に比べそれぞれ45.2%、99.7%と上昇している。広州も同年度の涉外治安、刑事事件は694件起きている。

2005年『犯罪研究』（第1期）の「上海市外国人犯罪案件状況分析与对策」⁴の調査では、上海市の外国人事件について詳しいデータが載せられている。その調査によると、2001年から2003年10月までに上海市の検察機関が60件、80人の外国人刑事犯罪事件の逮捕審査⁵を行った。そのうち、逮捕の許可を下した72人のうち、韓国、日本、アメリカ、ロシア、マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、カンボジア、パキスタン、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、カナダなど21か国と地域にわたり、犯罪様態は以下のようにになっている。

- (1) 他人の密航を組織、運送事件23件（逮捕者26人）
- (2) クレジットカード詐欺7件（逮捕者15人）
- (3) 密輸、麻薬の運送4件（逮捕者9人）
- (4) 故意殺人2件（逮捕者3人）
- (5) 強姦2件（逮捕者2人）、強制わいせつ1件（逮捕者1人）
- (6) 故意傷害1件（逮捕者1人）
- (7) 違法拘禁1件（逮捕者1人）
- (8) 窃盗7件（逮捕者10人）
- (9) 手形詐欺2件（逮捕者2人）、詐欺2件（逮捕者2人）
- (10) 普通貨物密輸1件（逮捕者1人）

⁴ 『犯罪研究』（2005）「上海市外国人犯罪案件状況分析与对策」71-74頁

⁵ 中国刑事手続法に基づき、逮捕の審査、許可は検察機関の権限で行うことになっている。刑事訴訟法第85-90条を参考。

(11) 偽札の販売、所持2件（逮捕者2人）

その他、けん銃弾薬の違法所持と私蔵1件（逮捕者1人）、賭博1件（逮捕者1人）、違法経営1件（逮捕者1人）、隠匿1件（逮捕者1人）、重婚1件（逮捕者1人）など16の罪名が上がっている⁶。

前述記事によると、有罪判決を受け、中国の刑務所で服役している外国人も少なくない。2000年～2006年の間に、中国の刑務所で収監された外国人犯罪者は毎年平均53.72%上昇した。犯罪者の国籍も35カ国から69カ国に広がっている。更に、2008年の外国人違法事件は23.9%上昇し、罪名は窃盗、詐欺、違法経営、故意傷害、強姦、組織的密航、密輸、麻薬密売などの凶悪犯罪も多く含まれている⁷。

近年、外国人犯罪の傾向として、主に出入国管理事件、クレジットカード詐欺、殺人、強姦などの暴力犯罪、麻薬犯罪と周辺国家や外国籍の華僑が犯罪被疑者になるケースが多いようである。

1.2 外国人犯罪の関連法規定と問題

中国刑法の第6、7、8、9条はそれぞれ、属地管轄権、属人管轄権、保護管轄権、普遍管轄権を規定し、外交特権による免除以外はすべて外国人に適用されることになっている。一般的に、中国では外国人に関わる刑事事件を涉外刑事事件と呼び、前記刑法規定に基づき、中華人民共和国領域内における外国人犯罪、或いは中国公民が外国人の合法的権利を侵す犯罪、さらに中華人民共和国領域外においても、刑法の定めた管轄規定に適した場合の外国人が中華人民共和国国家と公民に対する犯罪、或いは外国人が中華人民共和国領域外において中華人民共和国国家或いは中国公民に対する犯罪はすべて涉外刑事事件に属し、当事者の国籍、犯罪の行われた場所により、域内犯罪、域外犯罪、国際犯罪と国際条約に基づく中国の管轄義務のある国際犯罪に区分けすることができる。

また、刑法第30条は刑事事件の主体は外国法人及び中国で設立した外国投資企業も含まれると規定し、第31条では、外資企業の主管及び直接責任者も刑事責任の主体になると定めている。

一方、手続法では、刑事訴訟法第16条、第17条は原則規定を置き、さらに第20条では管轄に関する規定を設けている。

その他、以下のように行政法規、司法会社と政策的文件の外国人犯罪の関連法規もある。

- ・1986年9月5日全国人民代表大会常務委員会で承認された「中華人民共和国外交特権と免除条例」（中国語原文：中華人民共和国外交特権与豁免条例）
- ・1987年6月23日全国人民代表大会常務委員会で承認された「中華人民共和国締結或いは参加した国際条約が規定した犯罪の刑事管轄権行使の決定」（中国語原文：关于对中华人民共和国締結或者参加的国际条约所规定的罪行行使刑事管轄权的決定）
- ・1981年6月19日公安部、外交部、最高人民法院、最高人民檢察院の公布した「拘束中の外

⁶ 『犯罪研究』2005年第1期「上海市外国人犯罪案件狀況分析与对策」1頁

⁷ 『伝奇・伝記文学選刊』（2003年 第8期）「外国人在華犯罪面面觀」

国籍被疑者の接見及び外国籍被疑者と外部の通信問題に関する通知」(中国語原文: 关于处理会见在押外国籍案犯以及外国籍案犯与外界通信问题的通知)

- ・1987年8月27日外交部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部の「涉外事件の処理に関する若干問題の規定」(中国語原文: 关于处理涉外案件若干问题的规定)
- ・1998年6月29日「最高人民法院の中華人民共和国刑事訴訟法の執行に関する若干問題の解釈」(中国語原文: 最高人民法院关于执行〈中华人民共和国刑事诉讼法〉若干问题的解释)
- ・1998年12月16日「人民検察院刑事訴訟規則」(中国語原文: 人民检察院刑事诉讼规则)

経済開放とグローバル化の進行に伴い、国際犯罪が増加し続ける状況の中、中国も国際事件と涉外刑事事件の対応をせざるをえず、国内において、関連法規や立法の整備が迫られ、議論の課題となりつつある。

2. 中国における司法通訳人問題

1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された「人権に関する世界宣言(Universal Declaration of Human Rights)」の第10条には、「すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。」とされている(外務省HP「世界人権宣言」和文訳⁸)。当時の国連人権委員会副主席張彭春はこの宣言の起草委員会のメンバーの一人として起草に参加している。

また、1966年12月16日の第21回国際連合総会で採択され、1976年に発効した「国際事件規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約(通称:自由権規約、B規約)」の第14条【公正な裁判を受ける権利】とは、

- 1、すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。(後略)
- 2、刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 3、すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。
 - (a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
 - (b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護士と連絡すること。

⁸ 中国語訳: 人人完全平等地有⁸由一个独立而无偏倚的法庭进行公正的和公开的⁸审讯, 以确定他的⁸权利和⁸义务并判定⁸对他提出的任何刑事指控。http://www.un.org/zh/universal-declaration-human-rights/index.html 国連公式ウェブサイト、中国語版2017年9月10日アクセス。

- (c) 不当に遅延することなく裁判を受けること。
- (d) 自ら出席して裁判を受け、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。
- (e) 自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
- (f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

と明記され、すべての人には、常に人権として公正な裁判を受ける権利を有している旨が定められており、特に、前述の (a) 及び (f) では、自己の理解できる言語によって、で刑事裁判を受ける権利を人権として保障されるべきと定められている。

中国は、1998年10月5日に国連で署名し、かつ当該規約の実施を約束してきた。しかし、現行法は規約の内容と抵触する問題が多くあるため、規約の正式加入には至っていない状況である。しかし、外国人の人権を保障するため、刑事訴訟手続きにおいて中国語の通じない外国人被疑者・被告人、被害者のための通訳翻訳の提供は必要不可欠であり、そして涉外事件が増えるにつれ、事件の真相を明らかにするために司法通訳人に対する需要も当然高まってきている。

中国では、一般的に刑事手続きに関わる通訳人は、公安機関、人民検察院、人民法院から依頼や招聘を受け、訴訟活動に関わる少数民族、ろう者、啞者、外国人のための言語・文字・手話を通訳翻訳する⁹ものを指している。したがって、通訳翻訳業務は、少数民族言語、涉外事件とろう者、啞者の通訳翻訳の3つに分類することができる。

筆者は別論文において少数民族言語の司法通訳翻訳について調査報告をしている¹⁰。また、手話通訳は特殊な分野であるため、本稿は、主に涉外刑事事件に関する司法通訳翻訳を中心に論じることとする。

前述記事によると、中国の場合は、通訳人の資格条件の非統一、通訳翻訳能力の不均衡、通訳翻訳業務に対する監督が行き届いていないなどの問題が存在している。

また、胡（2013）では、検察官の立場から実務における事件処理は、①通訳人依頼のルートの多様化、随意化、②通訳人の事件に関わる時間と手続き段階の非統一、③遵守義務規定の欠如などの問題を取り上げている¹¹。同様、尔（2013）も通訳人の資質、事件ごとの通訳依頼基準、権利義務の不明確、管理監督及び通訳人の訳に対して異議を申し立てる手続きの欠如などの問題を指摘し、通訳人制度の構築に対して建設的な意見を述べている¹²。

⁹ 佟樹江（2014）『山東青年』「外国人犯罪案件翻訳問題研究」2014年2期、1頁

¹⁰ 吉田慶子（2017）『大東文化大学紀要』「中国少数民族地域における「双語裁判」に関する調査報告」2017年3月、143-159頁

¹¹ 胡光嵌（2013）『天津檢察』「刑事訴訟翻譯活動中出現的問題及對策」2013年第4期、51-53頁

¹² 尔虹霞（2013）『天津檢察』「淺議現行翻譯制度存在的問題及對策」2013年第4期、49-51頁

四川弁護士姚志剛の公式ウェブサイトは、廖莎の論文が掲載され、基層司法機関司法機関において、外国人犯罪事件の手續における通訳翻訳制度について刑事立法には大まかな規定しかなく、管理制度の欠如、通訳人の質、権利義務規定の不明確、監督体制などを厳しく指摘している¹³。

加えて、同様に検察官の立場から劉・趙(2013)¹⁴は、通訳人は指定或いは依頼による訴訟の参加、法的制度による通訳人の質の確保、回避制度の問題などから法務通訳人の制度的構築の重要性を訴えている。

共通して司法手續における通訳人の質、権利義務、監督管理の問題が指摘されているといえる。

2013年にこのような外国人犯罪の増加と通訳人の質の管理監督問題を対処するため、中国天津市検察院は国内ではじめての司法通訳人の選任と刑事訴訟に関与する場合の暫定規定(以後「規定」)の制定を試みた。

3. 天津市人民検察院の取り組み

天津市は、中国の4つの直轄都市のひとつであり、中国環渤海湾地域の経済的中心地である。また、中国北方最大の対外開放港でもある。経済成長率の高さはここ数年に渡り、全国トップである。天津市政府より公表された2016年の統計データによると、2015年末までの天津市常住人口は1562.12万人、毎年海外からの旅行者は延べ335.01万人、そのうち外国人旅行者は延べ309.04万人となっている¹⁵。

天津市は司法通訳人問題を解決すべく、2013年7月17日天津市人民検察院検察委員会は中国初の試みとして、「天津市人民検察院通訳人依頼し、刑事訴訟に関与する暫定規定」(津検発[2013]17号)¹⁶を審議し、採択した。以後、「規定」と呼ぶ。

本「規定」は以下のように四章で構成され、21の条文を設けている。

第一章 総則

第1条から第6条まで、「規定」制定の目的、通訳人の定義、刑事訴訟手続きにおける司法通訳人が必要とされる資質、通訳人の資格、権利義務の規定を明記している。

¹³ 《浅议外国人犯罪案件办理中诉讼翻译制度的缺陷与完善》原文は下記サイトで閲覧できる。<http://www.scxsls.com/a/20140306/100825.html>

¹⁴ 劉善均・趙剛(2013)『天津檢察』「我国亟待建立法務翻譯制度」2013年第4期、48-49頁

¹⁵ 天津市国民经済和社会发展统计公报(2016) 原文は下記サイトで閲覧できる。
http://www.ha.stats.gov.cn/sitesources/hntj/page_pc/tjfw/tjgb/gjhgsgb/article2e78debb5db04da6b04b3b6d7a0e4430.html

¹⁶ 中国語原文:「天津市人民檢察院关于聘任翻译人员参与刑事诉讼的暂行规定」

- 第1条 刑事訴訟の通訳活動を規範し、当事者の合法的な権益を保障するため、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「人民検察院刑事訴訟規則（試行）」などの関連法律法規に基づき、天津検察業務の実情に合わせ、本規定を制定する。
- 第2条 本規定における通訳人とは刑事訴訟過程において、検察機関或いは訴訟当事者の委託を受け、言語、文字或いは手話などの通訳活動の訴訟関係者を指す。
- 第3条 刑事訴訟に関与する通訳人は以下の条件を備えるべき。
- (1) 中華人民共和国の公民である。
 - (2) 中華人民共和国の憲法と法律を擁護する。
 - (3) 通訳の資格を持ち或いは業界内において中、高級レベルの職階名を持ち、双方向に通訳する能力を持っている。
 - (4) 一定の法律知識を有し、特定の法律用語を訳すことができる。
 - (5) 心身健康であり、通訳活動に参加する条件を備えている。
- 第4条 以下のいずれかに該当する場合は、刑事訴訟の通訳人になってはならない。
- (1) 刑事処罰を受けたことがある。
 - (2) 公職の除籍処分を受けたことがある。
 - (3) 通訳の資格或いは同等な職名の取り消し処分を受けたことがある。
 - (4) 民事行為能力がない或いは行為能力の制限を受けている。
 - (5) 法律の定めたその他の場合。
- 第5条 刑事訴訟に関与する通訳人は以下の権利を享受する。
- (1) 独立して通訳活動を遂行する権利を持ち、いかなる機関、部門の違法な干渉或いは支配を受けない。
 - (2) 通訳活動に関する事件の状況について知る権利があり、通訳内容の記録を閲覧調べ、訂正する権利を有する。
 - (3) 拷問による自白の強要など違法な手段で訴訟当事者に対して尋問或いは取調べた場合、通訳を拒否し、批判、意見と訴える権利を持っている。
 - (4) 合理的な報酬を受ける権利がある。
 - (5) 司法機関より本人及び親族の人身的安全の保護を受ける。
- 第6条 刑事訴訟に関与する通訳人は以下の義務を履行しなければならない。
- (1) 忠実に通訳し、通訳内容の真正、正確、完全性を保証し、通訳内容を隠匿、歪曲或いは偽造をしてはならない。
 - (2) 予定時間通りに取調べ、法廷審理などの刑事活動に参加し、求められた時間通りに通訳業務を完成させる。
 - (3) 法律規定を遵守し、事件の秘密を保守し、当事者のプライバシーを尊重する。
 - (4) 事件と利害関係があり、公正な処理に影響を与える可能性がある場合は、法律に基づき回避すべき。

- (5) 違法な依頼を受けてはならず、供述を翻す、供述の口裏合わせなどの訴訟秩序を妨害する行為に参加してはならない。

第二章 通訳人が刑事訴訟に関与する手続

第7条から12条までは、通訳人依頼の必要範囲、回避制度、権利義務の告知、通訳に関与した訴訟資料による通訳人の内容確認と署名、可視化するための録画録音制度、訴訟当事者の通訳内容への異議の救済などの手続を定めている。

第7条 検察機関は、法律を執行する過程において、下記言語に通じない訴訟当事者のために通訳人を依頼する必要がある場合は、関連の通訳人を依頼しなければならない。

- (1) 訴訟当事者が中国語の通じない外国人の場合
- (2) 訴訟当事者は少数民族言語しか使用しない場合
- (3) 訴訟当事者はろう者、啞者の場合

第8条 通訳人は下記のいずれかに該当する場合、自ら回避しなければならない。

- (1) 本事件の当事者或いは当事者の近い親族である場合
- (2) 本人或いは近い親族と事件と利害関係がある場合
- (3) 事件の証人、鑑定人、弁護士、訴訟代理人を担当したことがある場合
- (4) その他事件の当事者と関係があり、事件の公正な処理に影響を与える可能性がある場合

通訳人が自ら回避を申し立てなかった場合、検察機関は関連規定に基づき順次検察長に報告し、回避を決める。当事者及び法定代理人が通訳人の回避を求めることができる。

第9条 検察機関が通訳人を依頼するとき、その身分に関する資料をチェック、確認し、通訳人に権利義務と法的責任を明確に告知すべき、通訳人は権利義務告知書と秘密保全協議書に署名しなければならない。

検察機関が通訳人を依頼後、訴訟当事者に通訳人の身分情報と回避申請、異議を申し立てる訴訟的権利を明確に告知し、告知情報を事件資料に記録しなければならない。

第10条 検察機関は、保存されている資料に通訳人が刑事訴訟活動に参加する状況を詳しく記録すべき。通訳人に関与し、作成された質問、尋問、法廷の審理などの訴訟調書は、通訳人の確認を経て、署名或いは捺印しなければならない。

第11条 下記事件・状況に該当する場合、検察機関は通訳過程をすべて録音録画し、資料とともに保存して、確認に備える。必要がある場合は、同時に二人の通訳人に依頼することができる。

- (1) 重要、特別、大きい事件、訴訟当事者が比較的多い事件及びその地域社会に影響の大きい事件
- (2) 同じ通訳人が同一事件において二名以上の訴訟当事者に通訳を行う場合
- (3) 同一事件の捜査、審理などその他の訴訟段階の通訳業務を担当したことがある場合
- (4) 訴訟当事者が自ら通訳を依頼した場合
- (5) その他すべての過程を録音録画する必要がある場合

第12条 訴訟当事者が通訳活動に対して異議を申し立てられた場合は、検察機関はその理由と証拠を審査しなければならない、必要な場合は通訳人を変更することができる。

第三章 刑事訴訟における通訳人の選任、依頼と管理

第13条から18条までは、通訳人の選定・選任と依頼機関、検察機関の通訳人に対する管理、監督と養成、そして、通訳人の報酬基準規定を設けている。

第13条 通訳人は天津市人民検察院と外国語学校、民族学校、ろう啞学校などの関連機関と協議して選定、選任する。

第14条 天津市人民検察院は、条件に適合する通訳人に対して統一管理を行い、通訳人材バンクを構築し、通訳人名簿を作成する。

天津市レベルの検察機関が通訳人を依頼する必要があった場合、通訳人材バンクから選任しなければならない。通訳人材バンクに相応言語の通訳人が不足している場合、各機関は独自に依頼することができる。ただし、市検察院に報告して記録しなければならない。

第15条 天津市人民検察院が通訳人に対して年度ごとに資格審査を行い、業務の需要と実際の状況に応じて通訳人材バンクの調整と補充を行う。

第16条 検察機関は通訳人の合法的権利を適切に守り、積極的、秩序ある刑事訴訟の参加を保証しなければならない。

検察機関は、法律に基づき通訳人の通訳活動に対して監督し、法定義務違反を発見した場合は、通訳人を解任し、法律に基づき処理する権利を有する。

第17条 検察機関は不定期的に通訳人に対して法律および関連養成を行い、通訳人に対して検察業務に関する資料を提供し、必要に応じて通訳人のある刑事訴訟活動の見学を企画する。

第18条 通訳人が刑事訴訟活動に参加する際の報酬は、依頼機関は通訳の量と通訳の難易度に応じて、一事件のろう、啞手話の通訳は400元前後、少数民族言語の通訳は600元前後の基準を参考に、業務経費から支出する。

第四章 附則

第19条から21条まで、証人、鑑定人その他の訴訟関係者における通訳人依頼規定の準用、また、民事、行政訴訟事件における通訳人の依頼と本「規定」の効力発生時間を規定している。さらに「刑事訴訟における通訳人の注意事項」を添付資料とし、刑事訴訟の通訳人の権利義務と秘密保持の責任を明確にしたものである。

第19条 刑事訴訟において、証人、鑑定人などその他の訴訟関係者が通訳を依頼する必要がある場合、本規定に基づき行う。

第20条 検察機関は、民事訴訟、行政訴訟活動の法律監督の過程において、通訳の依頼に関わる場合、本規定を参照して執行することができる。

第21条 本規定は公布の日から施行する。

さらに、下記「刑事訴訟における通訳人の注意事項」を添付資料として、通訳人の権利義務を記載され、通訳人に内容の確認と署名を求めている。

附件 刑事訴訟における通訳人の注意事項

- 一、 刑事訴訟における通訳人の権利：独立して通訳活動を完成する権利を持ち、如何なる機関、単位、個人の違法な干渉或いは支配を受けない。通訳内容に関する事件の状況を知る権利を持ち、通訳の記録を調べ、閲覧、記載を校正する権利を持ち、拷問による自白などの違法な手段による訴訟当事者への質問或いは尋問について、通訳を拒否することができ、かつ批判、提案或いは告訴する権利を持ち、合理的な報酬を得る権利を有し、司法機関から本人及び近い親族の身体の安全の保護を受ける権利を有する。
- 二、 刑事訴訟の通訳人の義務：忠実に通訳を行い、通訳内容の真正、正確、完全性を保証し、通訳内容を隠匿、歪曲或いは偽造をしてはならない。時間通りに取調べ、法廷審理などの刑事活動に参加し、期日通りに通訳業務を完成させることを保証する。法律規定を遵守し、事件の秘密を保守し、当事者のプライバシーを尊重する。事件と利害関係があり、公正な処理に影響を与える可能性がある場合は、法律に基づき回避すべき。違法な依頼を受けてはならず、供述を翻す、供述の口裏合わせなどの訴訟秩序を妨害する活動に参加してはならない。

三、 刑事訴訟における通訳人の秘密保全の責任：通訳人は事件の秘密を保全し、事件と事件の関係者に関する各種の情報を如何なる方式で他人に漏らしてならない。通訳の記録と関連資料は通訳人の確認後、事件担当者に渡して保存し、通訳人は無断でバックアップ、留保してはならない。秘密保全義務を違反した通訳人に対して、検察機関は雇用関係を中止し、具体的な状況に応じて、主管機関に処罰を提言することができる。経緯が重大な場合は、法律に基づき刑事責任を追及すること。

以上、私は「刑事訴訟の通訳人の注意事項」を読みました。

署名：

年 月 日

*中国語原文を文末に添付。

4. 日本の司法通訳人制度作りへの参考

日本社会のグローバル化が進む中、訪日・在留外国人の存在が大きくなっている。日本政府観光局の統計によると、外国人の出入国者数が年々増加する中、中国だけでも2014年、2015年の訪日中国人（台湾出身者を含む）はそれぞれ約524万人、867万人余りに達し、2016年の8月末で既に737万人となっている。今後、オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、さらに増える予想される。このような状況は日本に経済的な効果をもたらすが、一方では、外国人が犯罪の被疑者・被告人、被害者等になる側面がある。

これを裏付けるように、警察庁刑事局が公表している来日外国人犯罪の検挙件数および検挙人数の平成27年の統計をみると、来日外国人の犯罪は増加し、そのうち中国人が国籍（地域を含む）別で最も多く、30%の割合を占めている。一方、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている法廷通訳人に関する資料によると、社会活動や経済活動の国際化とともに日本語が分からない外国人が日本の裁判に関係することが増えている中で、司法通訳人は、日本語が分からない被告人と裁判官、検察官、弁護士などとの間の橋渡し役として、被告人の人権を保障し、適正な裁判を実現する上で非常に重要な役割を果たしているとしている¹⁷。また、平成26年に法廷で使用された外国語のうち、中国語が最も頻度が高く34.8%を占めている。

上述の警察と裁判所の統計が示しているように、司法通訳人の需要が高くなりつつあり、そのほか、刑事司法に関わる機関・組織に限っても、検察庁、海上保安庁、弁護士会、司法支援センター、

¹⁷ <http://www.courts.go.jp/saiban/zinbutu/tuyakunin/> 裁判所公式ウェブサイトを参考

拘留所、刑務所、保護観察所等において要通訳人事案が発生している。しかし、現時点では、統一した資格制度も、現場に必要な知識をカバーした教育プログラムも存在していないのが現状であり、通訳人の資質は必ずしも確保されているとはいえない。このような状況に鑑み、司法手続きの現場における通訳翻訳への一層の社会的要請が出てくることが予想され、司法通訳翻訳制度づくりは喫緊の課題となっている。

まとめ

ポーターレス化が進むなか、人の移動が大幅に自由になり、外国人や国際犯罪について、世界各国は似たような局面を迎え、早急に対処しなければならない課題となりつつある。日本の外国人犯罪の摘発率の高い状況を受け、今後ますます警察官、裁判所事務官、弁護士事務所、そして入管手続きにかかわる司法書士事務所などの司法通訳人に対する需要がますます高くなると予想できる。

今後、司法通訳人の質の確保という側面から国家資格化の声が高まりつつある状況下、中国天津市検察院の取り組みは大いに参考になると考える。特に、司法通訳人の権利義務の明確化、秘密保全の告知、訴訟当事者の通訳内容への異議の救済手続きなどは司法通訳人業務範囲、そして、署名により責任義務を明確に認識させる手続は必要、かつ不可欠である。

開かれた日本の司法、そして国際犯罪が多発している状況下、犯罪摘発の国際的な連携も不可欠となってきている。天津市人民検察院の試みを参考に、今後、一定の国際基準を作ることも検討課題になるであろう。

参考文献

『伝奇・伝記文学選刊』(2003年第8期)「外国人在華犯罪面面観」

『鳳凰週刊』(2010年第8期)「『西出東進』外国人在華犯罪加速」

偵監処(2005)『犯罪研究』「上海市外国人犯罪案件状況分析与对策」2005年第1期、71-74頁

胡光嵌(2013)『天津檢察』「刑事訴訟翻譯活動中出現的問題及对策」2013年第4期、51-53頁

尔虹霞(2013)『天津檢察』「浅议现行翻译制度存在的问题及对策」2013年第4期、49-51頁

劉善均・趙剛(2013)『天津檢察』「我国亟待建立法務翻譯制度」2013年第4期、48-49頁

佟樹江(2014)『山東青年』「外国人犯罪案件翻譯問題研究」2014年2期

ウェブサイト

《廖莎：浅议外国人犯罪案件办理中诉讼翻译制度的缺陷与完善》

<http://www.scxsls.com/a/20140306/100825.html> 2017年9月10日アクセス

裁判所公式ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/saiban/zinbutu/tuyakunin/> 2017年9月10日アクセス

天津市国民经济和社会发展统计公报（2016）

http://www.ha.stats.gov.cn/sitesources/hntj/page_pc/tjfw/tjgb/gjhgsgb/article2e78debb5db04da6b04b3b6d7a0e4430.html 2017年9月10日アクセス

国連公式ウェブサイト

<http://www.un.org/zh/universal-declaration-human-rights/index.html> 中国語版2017年9月10日アクセス

添付資料1 天津市人民检察院 关于聘任翻译人员参与刑事诉讼的暂行规定

第一章 总则

第一条 为规范刑事诉讼翻译活动，保障诉讼当事人合法权益，根据《中华人民共和国刑事诉讼法》、《人民检察院刑事诉讼规则（试行）》等相关法律法规，结合天津检察工作实际，制定本规定。

第二条 本规定中翻译人员是指在刑事诉讼过程中，接受检察机关或诉讼当事人的委托，进行语言、文字或手语等翻译活动的诉讼参与者。

第三条 参与刑事诉讼的翻译人员应当具备以下条件：

- （一）本人是中华人民共和国公民；
- （二）拥护中华人民共和国宪法和法律；
- （三）具有翻译资格或者在行业内具有中高级职称，具备互译能力；
- （四）具备一定的法律知识，能够传译特定的法律术语；
- （五）身心健康，有参加翻译活动的条件。

第四条 有下列情形之一的，不得担任刑事诉讼翻译人员：

- （一）受过刑事处罚的；
- （二）受过开除公职处分的；
- （三）被撤销翻译资格或者同等职称的；
- （四）无民事行为能力或者限制行为能力的；
- （五）法律规定的其他情形。

第五条 参与刑事诉讼的翻译人员享有以下权利：

- （一）有权独立完成翻译活动，不受任何机关、单位、各人的非法干扰或支配；
- （二）有权了解同翻译活动有关的案件情况，有权查阅、校正记载其翻译内容的记录；
- （三）对以刑讯逼供等非法手段询问或者讯问诉讼当事人的，可以拒绝翻译，并有权提出批评、建议和控告；
- （四）有权获得合理的酬劳；
- （五）本人及其近亲属的人身安全受司法机关保护。

第六条 参与刑事诉讼的翻译人员应当履行以下义务：

- （一）如实进行翻译，保证翻译内容真实、准确、完整，不得隐瞒、歪曲或伪造翻译内容；

- (二) 保证按时参与提讯、庭审等刑事诉讼活动, 按时完成翻译工作;
- (三) 遵守法律规定, 保守案件秘密, 尊重诉讼当事人隐私;
- (四) 与案件有利害关系、可能影响公正处理案件的, 应当依法回避;
- (五) 不得接受非法请托, 不得参与翻供、串供等妨害诉讼秩序的活动。

第二章 翻译人员参与刑事诉讼的程序

第七条 检察机关在执法办案过程中, 遇到下列语言不通、需要聘请翻译的诉讼当事人应当为其聘请相关翻译人员:

- (一) 诉讼当事人为不通晓汉语的外国人;
- (二) 诉讼当事人只会使用少数民族语言的;
- (三) 诉讼当事人为聋、哑人的;

第八条 翻译人员有下列情形之一的, 应当自行回避:

- (一) 是本案的当事人或者是当事人的近亲属的;
- (二) 本人或者近亲属和本案有利害关系的;
- (三) 担任过本案的证人、鉴定人、辩护人、诉讼代理人的;
- (四) 与本案当事人有其他关系, 可能影响公正处理案件的。

翻译人员没有自行提出回避的, 检察机关应当依照有关规定层报检察长决定其回避。当事人及其法定代理人有权要求翻译人员回避。

第九条 检察机关聘请翻译人员时, 应当核查身份证明材料, 明确告知翻译人员权利义务和法律责任, 翻译人员应当在权利义务告知书和保密协议书上签字。

检察机关聘请翻译人员后, 应当明确告知诉讼当事人为其聘请翻译人员的身份信息及其申请回避、提出异议的诉讼权利, 告知情况应当记录在案。

第十条 检察机关在案卷材料中应当详细记录翻译人员参与刑事诉讼活动的情况。由翻译人员参与形成的询问、讯问、庭审等诉讼笔录, 应当经其审核后签字或盖章。

第十一条 对下列案件和符合下列情形的, 检察机关对翻译过程应当全程同步录音录像并随卷保存, 以备核查; 必要时可以同时聘请两名翻译:

- (一) 重特大案件、诉讼当事人较多的案件以及在当地社会影响较大的案件;
- (二) 同一翻译在同一案件中为二名以上诉讼当事人翻译的;
- (三) 同一翻译参与过同一案件侦查、审判等其他诉讼阶段的翻译工作的;
- (四) 诉讼当事人自行聘请翻译的;
- (五) 其他有必要全程同步录音录像的。

第十二条 诉讼当事人对翻译活动提出异议的, 检察机关应当审查其理由和依据, 必要时可以更换翻译。

第三章 刑事诉讼翻译人员的选聘与管理

- 第十三条 翻译人员由天津市人民检察院与外国语学院、民族院校、聋哑学校等有关单位协商确定，同一选任。
- 第十四条 天津市人民检察院对符合条件的翻译人员统一管理，建立翻译人才库，制定翻译人员名录。
天津市各级检察机关需聘请翻译人员的，应当从翻译人才库中选聘。翻译人才库没有相应语言翻译人员或者翻译人员紧缺的，各单位可以自行聘请，但应当向市检察院备案。
- 第十五条 天津市人民检察院对翻译人员进行年度资格审查，并根据工作需要和实际情况对翻译人才库进行调整和补充。
- 第十六条 检察机关应当切实维护翻译人员合法权利，保证其积极有序地参与刑事诉讼。
检察机关依法对翻译人员的翻译活动进行监督；发现翻译人员违反法定义务的，有权予以解聘，并依法做出处理。
- 第十七条 检察机关不定期对翻译人员开展法律及相关培训，为翻译人员提供有关检察业务工作资料，必要时可以组织翻译人员观摩刑事诉讼活动。
- 第十八条 翻译人员参与刑事诉讼活动的酬劳，由聘用单位根据翻译量及翻译难度，参照每起案件聋哑手语翻译 400 元左右、少数民族语言翻译 600 元左右、外语翻译 1500 元左右的标准，从业经费中支出。

第四章 附则

- 第十九条 在刑事诉讼中，证人、鉴定人等其他诉讼参与人也需要聘请翻译的，依照本规定执行。
- 第二十条 检察机关在民事诉讼、行政诉讼活动的法律监督过程中，涉及聘请翻译的，可以参照本规定执行。
- 第二十一条 本规定自公布之日起施行。
- 附件：刑事诉讼翻译人员须知
- 抄送：最高人民检察院，市委政法委，市人大常委会办公厅，市人大内务司法委。
- 天津市人民检察院办公室 2013 年 7 月 19 日印发

附件 刑事诉讼翻译人员须知

- 一、刑事诉讼翻译人员的权利：有权独立完成翻译活动，不受任何机关、单位、个人的非法干扰或支配；有权了解同翻译内容有关的案件情况，有权查阅、校正记载其翻译内容的记录；对以刑讯逼供等非法手段询问或讯问诉讼当事人的，可以拒绝翻译，并有权提出批评、建议或控告；有权获得合理的酬劳；本人及其近亲属的人身安全受司法机关保护。
- 二、刑事诉讼翻译人员的义务：如实进行翻译，保证翻译内容真实翻译工作；准确、完整、不得隐瞒、歪曲或伪造翻译内容；保证按时参与提讯、庭审等刑事诉讼活动，按时完成翻译工作；遵守法律规定，尊重诉讼当事人隐私；与案件有利害关系、可能影响案件公正处理的，应当依法回避；不得接受非法请托，不得参与翻供、串供等妨害诉讼秩序的活动。

三、**刑事诉讼翻译人员的保密责任**：翻译人员应保守案件秘密，与案情及涉案人员有关的各种信息，不得以任何方式向他人泄露；翻译记录及相关材料经翻译人员审核后交办本案人员附卷，翻译人员不得私自备份、留存；对违反保密义务的翻译人员，检察机关将终止聘用关系，并根据具体情况，建议主管机关进行处罚；情节严重的，依法追究刑事责任。

以上《刑事诉讼翻译人员须知》我已阅读。

签字：

(2017 年 9 月 29 日受理)